

事業概要書別紙 業務概要

陸前高田市
建設部上下水道課

目次

第1章 統括管理業務	1
1-1. 基本事項	1
1-2. 統括管理に係る対象業務	1
1-2-1. 実施体制の構築及び管理	1
1-2-2. 統括管理業務	2
1-2-3. セルフモニタリング等	3
1-2-4. 既存施設等の確認	3
1-2-5. 業務の引継ぎ	3
1-2-6. その他関連業務	3
第2章 運営・維持管理業務【水道】	4
2-1. 基本事項	4
2-2. 運営・維持管理業務【水道】に係る対象業務	4
2-2-1. 運転管理業務	4
2-2-2. 保全管理業務	5
2-2-3. 修繕補修業務	7
2-2-4. 関連業務	7
2-2-5. 調査業務	8
2-2-6. 点検調査業務	8
第3章 運営・維持管理業務【下水道】	10
3-1. 基本事項	10
3-2. 運営・維持管理業務【下水道】に係る対象業務	10
3-2-1. 管路施設	10
3-2-2. 処理場施設	11
3-2-3. ポンプ場施設	14
第4章 計画関連業務	16
4-1. 基本事項	16
4-2. 水道事業に係る対象業務	16
4-2-1. 水道事業認可変更業務	16
4-2-2. 水道事業経営戦略改訂業務	16
4-2-3. アセットマネジメント計画改訂業務	16
4-3. 下水道事業に係る対象業務	17
4-3-1. 下水道事業経営戦略改訂業務	17
4-3-2. 汚水処理施設整備構想策定業務(集落排水の転換計画)	17
4-3-3. 下水道全体計画変更業務	17
4-3-4. 下水道法事業計画変更業務	17
4-3-5. 都市計画法事業計画変更業務	17
4-3-6. スtockマネジメント実施方針策定業務	18
4-3-7. スtockマネジメント修繕・改築計画策定業務	18
第5章 付帯工事	19
5-1. 耐震工事	19

第1章 統括管理業務

1-1. 基本事項

統括管理業務の要求水準は、ウォーターPPP事業を実施する上で、各業務及び工事を適切に実施できる者を統括管理し、関連する法令を遵守しながら、計画的かつ効率的・効果的な事業マネジメントを行うために、市及び事業者が満たすべき要件である。

1-2. 統括管理に係る対象業務

事業期間を通じて、市が事業者に委託する業務は以下のとおりとする。

1-2-1. 実施体制の構築及び管理

(1) 統括遂行責任者の選任・配置

本事業全体を統括する管理能力がある者を統括遂行責任者として選任し配置するものとする。なお、統括遂行責任者は代表企業に所属するものとする。また、統括遂行責任者の常駐は要しないものとし、市は必要に応じて執務室を無償で提供するものとする。統括遂行責任者は、本事業の遂行に支障のない範囲において、他の業務又は役職との兼務を可能とする。

(2) 担当企業及び業務担当者の配置及び全体管理

各業務について、代表企業以外の企業に業務を担当させることを可能とし、各施設の運転・保守管理等の業務主任技術者及び必要な資格を有する担当者を配置させ、事業期間において管理を行うものとする。

(3) 再委託の制限

統括管理業務は、本事業全体の進捗管理、品質管理、課題管理及び構成企業間の総合調整を行う本事業の中核的な業務であることから、代表企業が責任をもって直接実施するものとする。なお、統括管理業務については、その全部又は一部を第三者に再委託することは認めない。

1-2-2. 統括管理業務

(1) 各種業務のマネジメント

(ア) 業務概要

統括遂行責任者は、業務期間中における各業務の一元的な統括管理を行うとともに、市内事業者の活用・協力による事業推進を図る。加えて安全・危機管理、技術管理、環境対策及び地域貢献に関する取組を実施し、関係者間の調整、工程管理、各管理者の履行状況の確認・指導、業務データの管理及び情報公開に係る対応を行うものとする。また、住民への広報活動及び活動状況等の情報公開を適切に実施し、円滑かつ効率的な業務遂行を図るものとする。

(イ) 業務対象

水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業

(2) 事業実施計画書及び業務報告書類の作成

(ア) 業務概要

統括遂行責任者は、本業務を円滑かつ効率的に遂行するため、業務全体の実施方針、実施体制、工程計画、安全管理、緊急時対応等を定めた事業実施計画書を作成し、市の確認を得るものとする。また、事業実施期間中においては、各業務の実施状況及び進捗状況を把握し、年間、月間その他必要な業務報告書類を作成のうえ、市に提出し、業務の履行状況を適切に報告するものとする。

(イ) 業務対象

水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業

(3) 委託業務及び工事の発注並びに業務管理

(ア) 業務概要

統括遂行責任者は、各業務を委託又は発注するにあたって、適切に受注者を選定し、業務管理を行うものとする。特に市内事業者の活用、連携について積極的に取り組むものとする。

(イ) 業務対象

水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業

(4) 危機管理対応

(ア) 業務概要

危機管理対応業務とは、危機管理マニュアルの策定・更新並びに災害・事故等の緊急事態への対応体制の構築及び運用を総合的に行う業務である。

(イ) 業務対象

水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業

(5)情報管理

(ア)業務概要

情報管理業務とは、台帳システムの管理運用、修繕データ等の各種業務情報の収集・整理・管理、所定様式による情報の取りまとめ並びに水道及び下水道に係る業務情報の一元管理を行い、事業全体の統括的な情報管理及び情報共有を実施する業務である。

(イ)業務対象

水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業

(6)維持管理に必要なマニュアル作成業務

(ア)業務概要

陸前高田市から提供される各種マニュアルについて、運用実態に応じた継続的な見直し・改善を実施し、本市との協議・確認を通じて内容の維持・更新を行う。

(イ)業務対象

水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業

(7)その他必要な事項

(ア)業務概要

統括管理を実施するにあたり、その他必要となる事項を実施するものとする。

(イ)業務対象

水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業

1-2-3. セルフモニタリング等

事業者は、セルフモニタリングを実施し、事業者が実施する業務状況が、要求水準書、業務提案書及び契約書に適合することを確認すること。

1-2-4. 既存施設等の確認

事業開始時、事業契約終了時、契約解除時に伴う既存施設等の確認をすること。

1-2-5. 業務の引継ぎ

業務内容、運用手順、留意事項等を整理した「業務引継書」を作成し、業務の実施状況や運用の変更内容を反映しながら、適宜内容の更新を行うものとする。また、業務引継書は契約期間中、本件施設に備え置き、関係者が随時確認できる状態を維持するものとする。なお、契約終了時には「業務引継書」を陸前高田市へ引き継ぐものとする。

1-2-6. その他関連業務

その他、事業運営に係る事務業務など、本事業を運営するにあたり、その他必要となる関連業務を実施するものとする。

第2章 運営・維持管理業務【水道】

2-1.基本事項

水道施設に係る運営・維持管理業務の要求水準は、本業務を実施する上で市及び受託民間事業者が満たすべき最低限の要件であり、市と受託民間事業者の合意によりその効力を得るものである。また、施設運転管理の具体的内容・手法等は受託民間事業者の提案によるものとする。なお、運営・維持管理業務【水道】については、その全部又は一部を第三者に再委託することを認める。

2-2.運営・維持管理業務【水道】に係る対象業務

2-2-1. 運転管理業務

(1)施設管理業務

(ア)業務概要

中央監視システムを用いた監視体制の確保及び夜間帯から翌朝始業時の流量を毎朝確認する。

(イ)業務対象

水源、配水池、ポンプ所

(2)緊急時対応(漏水対応)業務

(ア)業務概要

漏水発生の情報に基づき、現地状況を迅速に確認し、当該漏水が陸前高田市の水道に起因するものかを判定する。

(イ)業務対象

管路全般(導水管、送水管、配水管、給水管)

(3)水質確認(排水作業)業務

(ア)業務概要

管路末端部など、滞留が生じやすい管路において、残留塩素濃度の低下を防止・改善するため、消火栓からの排水(放流)を実施する。

(イ)業務対象

配水管

(4)加圧ポンプ場の保全運転業務

(ア)業務概要

加圧ポンプ場内の空調設備(ヒーター・換気扇)を季節に応じて適切に運用(ON/OFF)し、設備の健全性(凍結防止、結露・高温対策等)を確保するとともに安定運転に資すること。

(イ)業務対象

水源、配水池、ポンプ所

(5)薬品補充業務

(ア)業務概要

次亜塩素酸ナトリウムを購入し、所定の保管場所(高田配水池、竹駒水源地)での在庫管理を行う。

(イ)業務対象

水源、配水池

(6)緊急対応(漏水以外:落雷等)業務

(ア)業務概要

落雷等の自然災害や突発事象(漏水以外)発生時に、自家発電設備が設置されていない施設が正常に稼働しているかを確認し、事故・障害の早期把握および被害拡大の防止を図る。

(イ)業務対象

水源、ポンプ場

(7)水質検査業務(水道技術管理業務)

(ア)業務概要

5 箇所の水源を対象に、原水・浄水の定期水質検査(毎日検査、水質基準項目、クリプトスポリジウム、ダイオキシン類、放射性物質等)を実施し、水質の安全性を確認する。併せて、水源地や給水栓、浄水施設、送配水施設での採水業務を行う。水質異常や感染症発生時には臨時検査を実施し、迅速な原因調査・対応を支援する。また、検査結果の取りまとめ・公表や関係機関との連携を通じて、水道水の安全確保に努める。

(イ)業務対象

水源、配水池、給水管

(8)門扉の開閉・施錠業務

(ア)業務概要

水道施設の門扉の開閉・施錠を確認し、施設の鍵の管理を行う。

(イ)業務対象

水源、配水池、ポンプ所、給水管

2-2-2. 保全管理業務

(1)水道施設点検業務

(ア)業務概要

陸前高田市内の水道施設が、正常な運転が継続されるよう、施設点検、次亜塩素酸ナトリウム補充、残留塩素濃度測定を行うものである。

(イ)業務対象

水源、配水池、ポンプ場、給水管

(2)水道ポンプ設備点検業務

(ア)業務概要

水道ポンプ設備(ポンプ本体および付帯設備)の状態を点検し、異常の早期発見・予防保全を行うことで、安定給水の確保および事故・故障の未然防止を図る。

(イ)業務対象

水源、ポンプ場のポンプ設備一式

(3)水道施設電気計装設備点検保守業務

(ア)業務概要

水道施設に設置されている電気計装設備について、正常な運転が継続されるよう設備の保守点検を実施する。

(イ)業務対象

水源、配水池、ポンプ場の電気計装設備

(4)生出・二又地区浄水設備点検業務

(ア)業務概要

生出・二又地区の生出水源地に設置されている浄水設備について、正常な運転が継続されるよう、年次点検を実施し、設備状態の把握と異常の早期発見・予防保全を図る。

(イ)業務対象

水源の浄水設備

(5)自家用電気工作物保安全管理業務

(ア)業務概要

水道施設の自家用電気工作物について、巡視点検・測定・試験等を定期的の実施し、経済産業省令で定める技術基準に適合する状態を維持する。

(イ)業務対象

水源、配水池、ポンプ場の自家発電電気工作物

(6)エアーチャンバー施設保守点検業務

(ア)業務概要

竹駒第 1 水源地から高田配水池までの間に設置されている送水施設(エアーチャンバー施設)について、正常な運転が継続されるよう保守点検を実施する。

(イ)業務対象

送水管のエアーチャンバー設備

(7)水道施設非常用発電機保守整備業務

(ア)業務概要

水道施設に設置された非常用発電機設備について、定期点検、消耗品交換、機能維持のための保守整備及びこれらに付随する報告業務を実施する。なお、大規模な修繕・更新については市の協議により別途対応する。

(イ)業務対象

水源、配水池、ポンプ場の非常用発電機

2-2-3. 修繕補修業務

(1)定期修繕業務

(ア)業務概要

定期修繕計画に基づいて、水道施設の修繕を実施するものとする。また、事業期間終了時における施設の原状回復のための修繕を含むものとする。

(イ)業務対象

水源、配水池、ポンプ場、管路

(2)突発修繕業務

(ア)業務概要

突発的に設備等の故障、不良、破損などが生じた場合は、速やかに修繕などを実施し、その機能の回復を図るものとする(修繕には取替を含む)。

(イ)業務対象

水源、配水池、ポンプ場、管路

2-2-4. 関連業務

(1)衛生管理業務

(ア)業務概要

水道施設の除草及び清掃を実施する。

(イ)業務対象

水源、配水池、ポンプ場

(2)健康診断業務(水道技術管理業務)

(ア)業務概要

水道法に基づく健康診断の受診を行う。

(イ)業務対象

水源、配水池、ポンプ場、管路

(3)事務業務

(ア)業務概要

水道施設等の運転管理業務に付随する事務業務を適切に実施し、業務の円滑な推進及び継続的な水道施設の運用管理の確保を図る。

(イ)業務対象

水源、配水池、ポンプ場、管路

(4)緊急時対応業務

(ア)業務概要

地震等の発災後における水道施設の緊急調査及び緊急措置を実施する。

(イ)業務対象

水源、配水池、ポンプ場、管路

2-2-5. 調査業務

(1)水道施設台帳補正保守業務

(ア)業務概要

水道施設台帳の精度向上目的に、管路情報及び施設情報の収集・整理を行い、水道管路情報管理システムの補正及び保守を実施する。

(イ)業務対象

水源、配水池、ポンプ場、管路

2-2-6. 点検調査業務

(1)漏水調査等管路保守業務

(ア)業務概要

水道管路における漏水調査及び劣化診断等を実施し、漏水の早期発見及び管路の状態把握を行う。

(イ)業務対象

管路

(2)水管橋点検調査業務

(ア)業務概要

水管橋の安全性及び機能維持を目的として、水管橋における漏水の有無や塗装の状況、付属設備の状況等の確認作業を実施する。

(イ)業務対象

導水管、送水管、配水管

(3)弁きょう等点検清掃業務

(ア)業務概要

弁きょう等について、事故等の未然防止や施設の機能維持を図ることを目的とし、鉄蓋の点検・清掃、鉄蓋周りの舗装状況の点検、弁室等の点検・清掃を行う。

(イ)業務対象

導水管、送水管、配水管

第3章 運営・維持管理業務【下水道】

3-1. 基本事項

公共下水道施設、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に係る運営・維持管理業務の要求水準は、本業務を実施する上で市及び受託民間事業者が満たすべき最低限の要件であり、市と受託民間事業者の合意によりその効力を得るものである。また、施設運転管理の具体的内容・手法等は受託民間事業者の提案によるものとする。なお、運営・維持管理業務【下水道】については、その全部又は一部を第三者に再委託することを認める。

3-2. 運営・維持管理業務【下水道】に係る対象業務

3-2-1. 管路施設

(1) 調査業務

(ア) 業務概要

污水管渠の TV カメラ調査、マンホールの目視調査を実施する。

(イ) 業務対象

公共下水道: 污水管渠、マンホール

農業集落排水: 污水管渠、マンホール

漁業集落排水: 污水管渠、マンホール

(2) 清掃業務

(ア) 業務概要

污水マンホールポンプの引上げ及び洗浄、公共ます及び污水管渠のつまり対応を実施する。

(イ) 業務対象

公共下水道: 污水マンホールポンプ、取付管・公共ます、污水管渠

農業集落排水: 污水マンホールポンプ、取付管・公共ます、污水管渠

漁業集落排水: 污水マンホールポンプ、取付管・公共ます、污水管渠

(3) 修繕業務

(ア) 業務概要

下水道管路施設の維持管理において発生する定期修繕、突発的な施設・設備の故障や不良等に対する突発修繕を実施する。

(イ) 業務対象

公共下水道: 污水管渠、マンホール、取付管・公共ます、污水マンホールポンプ

農業集落排水: 污水管渠、マンホール、取付管・公共ます、污水マンホールポンプ

漁業集落排水: 污水管渠、マンホール、取付管・公共ます、污水マンホールポンプ

3-2-2. 処理場施設

(1) 運転操作監視業務

(ア) 業務概要

処理場の各種設備及び機器の運転操作及び制御、監視、巡回、記録等を行い、処理場施設の適切な運転を行う。

(イ) 業務対象

公共下水道: 陸前高田浄化センター

農業集落排水: 下矢作浄化センター

漁業集落排水: 広田浄化センター、矢の浦浄化センター

(2) 保守点検業務

(ア) 業務概要

処理場の各種設備及び機器の日常点検及び定期点検、消耗品の交換、清掃等を実施する。

(イ) 業務対象

公共下水道: 陸前高田浄化センター

農業集落排水: 下矢作浄化センター

漁業集落排水: 広田浄化センター、矢の浦浄化センター

(3) 水質試験業務

(ア) 業務概要

定期的な水質分析及び汚泥性状分析等を行い、分析結果を記録、報告、保管する。

(イ) 業務対象

公共下水道: 陸前高田浄化センター

農業集落排水: 下矢作浄化センター

漁業集落排水: 広田浄化センター、矢の浦浄化センター

(4) 事務業務

(ア) 業務概要

発注者との業務打合せ及び各種報告、計画書や報告書等の各種文書の整理、完成図書類の整理・保管等を行う。

(イ) 業務対象

公共下水道: 陸前高田浄化センター

農業集落排水: 下矢作浄化センター

漁業集落排水: 広田浄化センター、矢の浦浄化センター

(5)物品等管理調達業務

(ア)業務概要

業務遂行に必要な備品、消耗品等の調達・管理、納入物品の記録・報告を行う。

(イ)業務対象

公共下水道:陸前高田浄化センター

農業集落排水:下矢作浄化センター

漁業集落排水:広田浄化センター、矢の浦浄化センター

(6)緊急時対応業務

(ア)業務概要

気象警報や地震発生時、故障発生時等の緊急時の勤務体制の整備と処理場機能の確保、発注者への報告を行う。

(イ)業務対象

公共下水道:陸前高田浄化センター

農業集落排水:下矢作浄化センター

漁業集落排水:広田浄化センター、矢の浦浄化センター

(7)水質検査管理業務

(ア)業務概要

放流水等の水質を確保し、水処理を良好な状態に保つように運転する。

(イ)業務対象

公共下水道:陸前高田浄化センター

農業集落排水:下矢作浄化センター

漁業集落排水:広田浄化センター、矢の浦浄化センター

(8)放射線量測定業務

(ア)業務概要

脱水污泥の採取、放射線量測定、計量証明書の作成を行い、污泥の性状を確認する。

(イ)業務対象

公共下水道:陸前高田浄化センター

(9)修繕業務

(ア)業務概要

下水道処理場施設の維持管理において発生する定期修繕、突発的な施設・設備の交渉や不良等に対する突発修繕を実施する。

(イ)業務対象

公共下水道:陸前高田浄化センター

農業集落排水:下矢作浄化センター

漁業集落排水:広田浄化センター、矢の浦浄化センター

(10)汚泥収集運搬業務

(ア)業務概要

公共下水道処理場施設から発生する脱水汚泥及び集落排水施設から発生する汚泥の収集・運搬、マニフェストへの記入及び報告書の作成を行う。

(イ)業務対象

公共下水道:陸前高田浄化センター

農業集落排水:下矢作浄化センター

漁業集落排水:広田浄化センター、矢の浦浄化センター

(11)脱水汚泥処理業務

(ア)業務概要

脱水汚泥の処分、廃棄物処理表の作成を行う。

(イ)業務対象

公共下水道:陸前高田浄化センター

(12)その他の業務

(ア)業務概要

処理場施設の維持管理において、建築物・外構・土木施設の巡回点検及び予防保全、施設の開錠・施錠、施設内の簡易的な清掃・除雪、処理水放流口の清掃・点検など、処理場等の適正な運営及び管理に必要とされる業務を実施する。

(イ)業務対象

公共下水道:陸前高田浄化センター

農業集落排水:下矢作浄化センター

漁業集落排水:広田浄化センター、矢の浦浄化センター

(13)その他の技術業務

(ア)業務概要

発注者が行う工事・点検・検査等の打合せへの参加及び立会い、管渠設備(仕切弁・空気弁)の保守点検及び運転操作、排水施設の点検などを行う。

(イ)業務対象

公共下水道:陸前高田浄化センター

農業集落排水:下矢作浄化センター

漁業集落排水：広田浄化センター、矢の浦浄化センター

3-2-3. ポンプ場施設

(1)保守点検業務

(ア)業務概要

高田雨水ポンプ場ほか雨水マンホールポンプ(以下、雨水排水ポンプ場等)の各種設備及び機器の定期点検、消耗品の交換、清掃等を実施する。

(イ)業務対象

公共下水道：高田雨水ポンプ場、雨水マンホールポンプ

(2)事務業務

(ア)業務概要

発注者との業務打合せ及び各種報告、計画書や報告書等の各種文書の作成・整理、完成図書類の整理・保管等を行う。

(イ)業務対象

公共下水道：高田雨水ポンプ場、雨水マンホールポンプ

(3)物品等管理調達業務

(ア)業務概要

業務遂行に必要な備品、消耗品等の調達・管理、納入物品の記録・報告を行う。

(イ)業務対象

公共下水道：高田雨水ポンプ場

(4)緊急時対応業務

(ア)業務概要

気象警報、故障発生時等の緊急時の勤務体制の整備と雨水排水ポンプ場等の機能の確保、発注者への報告を行う。緊急時の運転については、発注者の指示により行う。

(イ)業務対象

公共下水道：高田雨水ポンプ場、雨水マンホールポンプ

(5)修繕業務

(ア)業務概要

雨水排水ポンプ場等の維持管理において発生する定期修繕を実施する。

(イ)業務対象

公共下水道：高田雨水ポンプ場、雨水マンホールポンプ

(6)廃棄物処理業務

(ア)業務概要

雨水排水ポンプ場等の運転時に発生する廃棄物の収集・運搬を行う。

(イ)業務対象

公共下水道:高田雨水ポンプ場

(7)その他の業務

(ア)業務概要

雨水排水ポンプ場等の維持管理において、建築物・外構・土木施設の巡回点検及び予防保全、施設の開錠・施錠、施設内の簡易的な清掃・除雪、処理水放流口の清掃・点検など、雨水排水ポンプ場等の適正な運営及び管理に必要とされる業務を実施する。

(イ)業務対象

公共下水道:高田雨水ポンプ場、雨水マンホールポンプ

第4章 計画関連業務

4-1. 基本事項

計画関連業務の要求水準は、計画関連業務を実施する上で受託民間事業者が満たすべき最低限の要件であり、市と受託民間事業者の合意によりその効力を得るものである。また、具体的内容・手法等は受託民間事業者の提案によるものとする。なお、計画関連業務については、その全部又は一部を第三者に再委託することを認める。

4-2. 水道事業に係る対象業務

4-2-1. 水道事業認可変更業務

(ア) 業務概要

水道事業変更認可申請書の作成に必要な検討及び資料作成一式を作成する。

(イ) 業務対象

対象事業：水道事業

対象期間：計画時点から 10 年間

4-2-2. 水道事業経営戦略改訂業務

(ア) 業務概要

令和 7 年度に策定した「陸前高田市水道事業経営戦略」について、「経営戦略の改定推進について」(令和4年1月25日付総務省自治財政局公営企業課長、総務省自治財政局公営企業経営室長、総務省自治財政局準公営企業室長通知。)に基づき、社会情勢等の変化を踏まえ、改定することを目的とする。

(イ) 業務対象

対象事業：水道事業

対象期間：計画時点から 10 年間

4-2-3. アセットマネジメント計画改訂業務

(ア) 業務概要

本業務は、既存の陸前高田市アセットマネジメント計画の更新を行うものである。

既存施設の情報、更新計画等を踏まえ、アセットマネジメント(資産管理)に関する手引き(国土交通省)に基づき4D の検討手法により検討を行う。

(イ) 業務対象

対象事業：水道事業

対象期間：計画時点から 30 年間

4-3. 下水道事業に係る対象業務

4-3-1. 下水道事業経営戦略改訂業務

(ア)業務概要

令和 6 年度に策定した「陸前高田市下水道事業経営戦略」の内容と事業推進・財政状況を確認し、目標達成度や事業推進状況、事業の有効性等を確認し、経営戦略の改定(各経営指標(PI)を用いた業務分析や目標設定)を行う。

(イ)業務対象

対象事業:公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業

対象期間:令和 11 年度～令和 20 年度(10 年間)

4-3-2. 汚水処理施設整備構想策定業務(集落排水の転換計画)

(ア)業務概要

集落排水を廃止し、浄化槽への転換に向けた検討を行う。

(イ)業務対象

対象事業:集落排水処理区域

対象期間:令和 10 年度に計画策定

4-3-3. 下水道全体計画変更業務

(ア)業務概要

下水道全体計画の見直しに必要な検討及び資料一式を作成する。

(イ)業務対象

対象事業:公共下水道事業

対象期間:計画見直しから 20 年程度

現行計画目標年度は令和 12 年度

4-3-4. 下水道法事業計画変更業務

(ア)業務概要

下水道法事業計画の申請に必要な検討及び申請図書一式を作成する。

(イ)業務対象

対象事業:公共下水道事業

対象期間:計画見直しから 5 年～7 年程度

現行計画目標年度は令和 7 年度

4-3-5. 都市計画法事業計画変更業務

(ア)業務概要

都市計画法事業計画の申請に必要な検討及び申請図書一式を作成する。

(イ)業務対象

対象事業:公共下水道事業

対象期間:計画見直しから 5 年～7 年程度

現行計画目標年度は令和 7 年度

4-3-6. スtockマネジメント実施方針策定業務

(ア)業務概要

陸前高田市公共下水道事業の対象施設について、リスク評価を勘案し、明確かつ具体的な施設管理目標及び長期的な改築シナリオを設定し、点検・調査計画及び修繕・改築計画を作成することを目的とする。

(イ)業務対象

対象事業:公共下水道事業(陸前高田浄化センター、マンホールポンプ、管路施設)

対象期間:耐震工事終了後計画策定

4-3-7. スtockマネジメント修繕・改築計画策定業務

(ア)業務概要

陸前高田市公共下水道事業の対象施設について、Stockマネジメント実施方針に基づく点検・調査を実施して修繕・改築計画を作成し、Stockマネジメント実施計画(第 1 回)の申請を行うことを目的とする。

(イ)業務対象

対象事業:公共下水道事業(陸前高田浄化センター、マンホールポンプ、管路施設)

対象期間:計画策定から 5 年～7 年程度

第5章 付帯工事

5-1.耐震工事

(ア)業務概要

別途市が発注する実施設計の成果に基づく処理場の耐震工事を実施する。

(イ)業務対象

公共下水道事業：陸前高田浄化センター

※耐震工事の対象施設は、下表のとおりとする。

陸前高田浄化センター耐震工事_対象施設				
施設名称	構造分類	構造規模		
		構造	階数・形状	基礎形式
管理棟	V型	R C造	地上2階、地下1階	杭基礎
最初沈殿池	IV-2類	R C造	地上1階、地下1階	杭基礎
オキシデーション ディッチ	I-1類	R C造	地上1階、地下1階	杭基礎
最終沈殿池	IV-2類	R C造	地上1階、地下1階	杭基礎
独立管廊	II類	R C造	地下1階 管理棟—最初沈殿池間 最終沈殿池—污泥処理棟間	杭基礎
污泥処理棟	IV-2類	R C造	地上2階、地下1階	杭基礎
用水滅菌棟	IV-2類	R C造	地上1階、地下1階	杭基礎
導水渠（継手）	管路施設	ヒューム管	$\phi 700$	—